

平成23年度 府中市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要

歳 出

(単位:千円)

科 目	補 正 前	補 正 額	補 正 後	補正率(%)	備 考
総 務 費	313,357	△ 23,557	289,800	△ 7.5	総務費の決算見込額に合わせ補正
総 務 管 理 費	198,967	△ 23,557	175,410	△ 11.8	
保 険 給 付 費	14,542,762	49,000	14,591,762	0.3	療養給付費の決算見込みに合わせ補正
療 養 諸 費	12,926,237	49,000	12,975,237	0.4	
共 同 事 業 拠 出 金	2,431,661	△ 4,631	2,427,030	△ 0.2	共同事業拠出金金の決算見込みに合わせて補正
共 同 事 業 拠 出 金	2,431,661	△ 4,631	2,427,030	△ 0.2	
保 健 事 業 費	301,069	△ 20,812	280,257	△ 6.9	保健事業費の決算見込額に合わせ補正
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	287,023	△ 19,494	267,529	△ 6.8	
保 健 事 業 費	14,046	△ 1,318	12,728	△ 9.4	
歳 出 合 計	21,911,576	0	21,911,576	0.0	

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

趣旨

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」及び「地方税法の一部改正する法律」が昨年 12 月 14 日に公布され、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」が平成 24 年 3 月 30 日に国会で可決成立されました。これに伴い国民健康保険税条例の一部の改正につきまして東京都より通知があり、府中市国民健康保険税条例の一部を以下のように改正することになりました。

なお、改正後の府中市国民健康保険税条例は平成 24 年 4 月 1 日より適用する必要がある、時間的余裕がなかったため、地方税法 179 条第 1 項の規定より、専決処分を行いました。

府中市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における付則第 4 項（付則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、付則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

府中市国民健康保険税条例新旧対照表（ は、改正部分）

新	旧
付 則 1～15 省略 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> <u>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項（付則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u>	付 則 1～15 省略 16 追加